

セメスター認定留学授業料減免制度

セメスター認定留学制度により留学する場合は、留学する期間の本学授業料の 1/2 に相当する額（210,000 円）が免除されます。セメスター認定留学が決定した学生全員に対して最長 1 年間を限度として減免します。

減免内容	本学授業料	留学するセメスター（半期）の授業料の 1/2 に相当する額が減免される。 1 年（半期×2 期）留学する場合も、各期ごとに減免が適用される。
	教育充実費、施設設備費	教育充実費、施設設備費の年額の 1/12 の額に留学期間月数を乗じて得た額が減免される。ただし、出国、帰国の月は留学月数に参入しない。